

船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年8月21日 11時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市西浦埼 <small>にしゅうさい</small> 西北西方沖 西浦埼灯台から真方位295° 3.2海里付近 （概位 北緯33° 41.4′ 東経130° 09.2′）
インシデントの概要	遊漁船第二昭栄丸 <small>しやうえい</small> は、航行中、主機が停止して再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第二昭栄丸、2.4トン FO3-31617（漁船登録番号）、個人所有 290-66132（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力122.1kW、回転数 毎分2,600、4気筒、ボア105mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人及び友人1人を乗せ、航行中、主機の回転数が下がったがスロットルを操作したところ回復したので航行を続けていたものの、主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたが始動できなかったので、運航不能と判断して福岡県水難救済会 <small>ひめ</small> 姫島救難所に本インシデントの発生を通報した。 本船は、来援した同救難所所属の船舶にえい航されて帰港した。 本船は、後日、修理業者により、燃料油こし器内と燃料油系統に空気が混入していたことが確認された。 修理業者は、過去に燃料油タンク内の燃料油が少ない状態で航行した際に、船体の動揺で同タンクの燃料油取出口が油面上に露出して燃料油系統に空気が混入した可能性があると考えた。 船長は、出航前に燃料油系統の点検を行っていなかった。
分析	本船は、出航前に燃料油系統の点検が行われていない中、航行中、燃料油系統へ混入した空気により主機に燃料油が供給されなくなったことから、機関が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、出航前に燃料油系統の点検が行われて

	<p>いない中、航行中、燃料油系統へ混入した空気により、主機に燃料油が供給されなくなったため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出航前にプライミングによる燃料油の空気抜きを行う等、燃料油系統の点検を行うこと。・ 燃料油の残量を十分確保して航行すること。